

東京圏から**香川**に移住し、
就業等をされた方へ

最高**100**万円を給付します！
(子育て世帯には別途加算あり)

東京23区(在住者又は通勤者)から香川県へ移住し、要件を満たす方に、移住先の市町から移住支援金を給付します！

■各相談窓口■

1 移住支援金に関するお問い合わせについて(★は申請窓口)

相談先団体	所在地	連絡先
香川県政策部地域活力推進課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3125
香川県内市町移住・定住担当部署【★】	下記URLまたは右の二次元コードからご確認ください。 https://www.kagawalife.jp/know/city	
香川県東京事務所 香川県東京人材Uターンコーナー	東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館9階	03-5212-9100
NPO法人ふるさと回帰支援センター うどん県・かがわ暮らし相談コーナー	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	080-2125-1634

2 移住支援事業の対象とする就業先としてワクサボかがわに掲載している求人の情報について

相談先団体	所在地	連絡先
ワークサポートかがわ (香川県就職・移住支援センター)	高松市サンポート2-1 マリタイムプラザ高松2階	087-802-4800

3 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)について

相談先団体	所在地	連絡先
香川県商工労働部産業政策課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3353
(公財)かがわ産業支援財団企業支援課	高松市林町2217-15	087-840-0391

【香川県移住支援金制度の概要】

<1 移住支援金の対象となる方>

①～④のすべてに該当する方

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと（就職前の東京23区内の大学等通学期間も対象）
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（就職前の東京23区内の大学等通学期間も対象）
- ③ 転入先の市町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること
- ④ 次の（ア）～（オ）の就業等の要件のいずれかを満たす方
 - （ア）県が本事業の対象とする就業先としてワクサポかがわに掲載している求人就業する方（申請時点で当該法人に就業中であること）
 - （イ）専門人材として、香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業する方（申請時点で当該法人に就業中であること）
 - （ウ）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した者であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方
（※ 坂出市については、R5.4.1以降で、坂出市の要綱施行日以降に転入した方に適用）
 - （エ）本県への移住前から市町や地域の人々と関わりを有する者であって、市町が個別に本事業における関係人口と認める方（※ 対象となるのは高松市、三木町のみ）
 - （オ）起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けた方（申請時点で交付決定日以降1年以内であること）

<2 対象となる移住先>

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

※ 土庄町及び小豆島町は、Uターン移住者のみが対象（I・Jターンは対象外）

<3 移住支援金額>

2人以上の世帯の場合：**100万円** 単身世帯の場合：**60万円**

〔子育て世帯加算(※1)〕 **18歳未満の世帯員1人につき、100万円(※2)**を加算

※1 R5.4.1以降で、各市町の要綱の施行日以降に転入した方に適用

※2 観音寺市、三豊市、まんのう町については、18歳未満の世帯員1人につき、30万円

<4 申請できる期間>

各年度4月から2月末日まで（3月は申請不可）

〔転入後 ～ 1年以内〕：丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、多度津町、まんのう町

〔転入後3か月以上 ～ 1年以内〕：高松市、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町

<5 申請方法>

申請書と必要書類を添えて、市町移住・定住担当部署に申請してください。

- ◎ 要件が市町によって異なる場合がありますので、**必ず移住先の市町へ確認をお願いします。**
- ◎ 本チラシは概要を示したものであるため、**事業の詳細は「移住支援金支給条件詳細」をご確認ください。**

【お問い合わせ】 香川県政策部地域活力推進課

移住ポータルサイト

「かがわ暮らし」

TEL:087-832-3125 FAX: 087-831-1165

Eメール：chiiki@pref.kagawa.lg.jp

-本チラシはR5.10.10現在の情報です-



トカイナカがわ!
TOKAI × INAKA KAGAWA LIFE

移住支援金支給条件詳細（令和5年10月10日現在）

移住支援金支給対象者は、下記1の「移住者に関する要件」を満たし、かつ、2の「就業等に関する要件」を満たす者とする。

また、世帯向けの移住支援金の申請に当たっては、移住支援金支給対象者が上記要件を満たしたうえで、3の「2人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件」を満たしていることとする。

なお、子育て世帯加算金の申請に当たっては、4の「子育て世帯加算金の申請に関する要件」を満たしていることとする。

1 移住者に関する要件（以下の①～③の要件をすべて満たしていること）

①【移住元】に関する要件について（ア・イの要件をすべて満たしていること）	
ア	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（※1）、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※2）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
イ	住民票を移す直前に、連続して1年以上（※1）、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
②【移住先】に関する要件について（ア～ウの要件をすべて満たしていること）	
ア	香川県の移住支援金事業の実施市町（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）に転入したこと。（土庄町及び小豆島町は、Uターン移住者のみが対象（I・Jターンは対象外））
イ	移住支援金の申請時において、 <u>転入後1年以内</u> であること。 （高松市、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町は <u>転入後3か月以上1年以内</u> であること。）
ウ	転入先の市町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
③ その他の要件について（ア～オの要件をすべて満たしていること）	
ア	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
イ	日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。
ウ	移住支援事業対象者が交付申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び移住支援金支給市町の税を完納していること。
エ	補助対象者を含むすべての世帯員が、香川県移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等支援事業補助金を間接補助金として受給していないこと。
オ	その他、香川県又は市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※1 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

※2 条件不利地域とは、東京都（檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村）、埼玉県（秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小笠野町、東秩父村、神川町）、千葉県（館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）、神奈川県（山北町、真鶴町、清川村）

◎ 移住支援金額の上限は、世帯100万円、単身60万円とし、子育て世帯加算金（※3）を申請する場合、18歳未満の世帯員1人につき、100万円（※4）を加算する。なお、高松市の補助額等については下記のとおりとする。

※3 令和5年4月1日以降で、各市町の要綱の施行日以降に転入した方に適用

※4 観音寺市、三豊市、まんのう町については、18歳未満の世帯員1人につき、30万円

補助額等		世帯の場合	単身の場合
基本額（引越、引っ越しに伴う移動、宿泊に係る経費）		80万円	50万円
加算額 （★1）	高松市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に居住	10万円	5万円
	新婚世帯	5万円	—
	自治会に加入（地域コミュニティ活動への参加 ★2）	2万5千円	2万5千円
	たかまつ移住応援隊に登録	2万5千円	2万5千円

★1 各要件に基準があるため、詳細については高松市移住ナビを閲覧するか、高松市政策課移住・定住促進室に問い合わせること（TEL:087-839-2143）。

★2 自治会への加入が困難な場合に限る。

2 就業等に関する要件（以下の（１）～（５）の要件のいずれかを満たしていること）

（１）就業に関する要件（一般）（以下の①・②の要件をすべて満たしていること）

①【就業先】に関する要件について（ア～ウの要件をすべて満たしていること）
ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
イ 県が移住支援金の対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人であること。
ウ 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。
②【就業条件等】に関する事項について（ア～エの要件をすべて満たしていること）
ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。 ※ 高松市、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町は対象法人に連続して3か月以上在職していること。
イ 上記求人への応募日が、ワクサポかがわに移住支援金の対象として掲載された日又は他の都道府県が当該求人を移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
ウ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（２）就業に関する要件（専門人材）（以下の①～③の要件をすべて満たしていること）

① 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、ア・イの要件のいずれかを満たしていること。
ア 当該就業開始日の前日時点で満30歳以上の者で、他の法人等における職務経歴に基づき専門人材として認められるもの。
イ 当該就業開始日の前日時点で高度な専門資格等を有する者で、当該専門資格等に基づき専門人材として認められるもの。
② 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
③【就業条件等】に関する事項について（ア～エの要件をすべて満たしていること）
ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。 ※ 高松市、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町は対象法人に連続して3か月以上在職していること。
イ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）テレワークに関する要件（以下の①・②の要件をすべて満たしていること）【※５】

① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
② 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。

※５ 坂出市については、令和5年4月1日以降で、坂出市の要綱の施行日以降に転入した者に適用

（４）関係人口に関する要件 【高松市、三木町のみ】

本県への移住前から市町や地域の人々と関わりを有する者であって、市町が個別に本事業における関係人口と認める者であること。

（５）起業に関する要件

移住支援金申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けていること。

3 2人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件（以下の①～④の要件をすべて満たしていること）

① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
② 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内（※6）であること。
④ 申請者を含むすべての世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※6 高松市、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町は転入後3か月以上1年以内であること。

4 子育て世帯加算金の申請に関する要件（以下の①～②の要件をいずれも満たしていること）

① 3に掲げる要件を満たした上で、18歳未満の世帯員は、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。
② 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

5 移住支援金の返還について

以下の①～④のいずれかの要件に該当する者は、移住支援金の交付決定を取り消し、返還を求める。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、香川県及び移住支援金支給市町が認めた場合はこの限りではない。

① 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金を受給した市町から転出した場合。（原則）
② 2（1）の就業に関する要件（一般）又は2（2）の就業に関する要件（専門人材）を満たす者が、移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。
③ 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合。
④ 虚偽の申請であることや居住・就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

6 返還金額について

全額の返還を要する	- 虚偽の申請等が明らかとなった場合 - 移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合 2（1）又は（2）の要件による申請者が移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 - 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
半額の返還を要する	移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合